

六ヶ所村サテライトオフィス設置条例

(設置)

第1条 地域に密着する新たな産業活動を創出するとともに、新しい働き方を実践し、地域経済の活性化を図るため、六ヶ所村サテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サテライトオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
六ヶ所村サテライトオフィス	六ヶ所村大字尾駈字野附1302番地8

(事業)

第3条 サテライトオフィスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) テレワークを推進するための施設、設備等の提供に関すること。
- (2) 情報通信技術等を活用した起業又は就業機会の拡大に関すること。
- (3) その他村長が必要と認めること。

(管理)

第4条 村長は、サテライトオフィスを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(使用許可)

第5条 サテライトオフィスを使用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 村長は、前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第6条 サテライトオフィスの使用期間は、30日以上2年以内とする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用者の責務)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中、その使用に係る施設、設備等について細心の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、施設、設備等の維持管理のため、村長の指示に従わなければならない。

(使用許可等の制限)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サテライトオフィスの使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 六ヶ所村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条に規定する暴力団の活動を助長し、若しくはその運営に資することとなるとき、又は同条例第5条第2項に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (5) その他サテライトオフィスの管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、第5条の許可を受けた使用目的以外の目的のためサテライトオフィスを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、毎月25日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割り計算により算出した額とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 村長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を免除することができる。

3 サテライトオフィスの使用に係る光熱水費は村長が負担する。ただし、使用者はその節減に努め

なければならない。

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サテライトオフィスの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に損害が及ぼすことがあっても、村は賠償の責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (5) 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたとき。

(原状回復)

第13条 使用者は、サテライトオフィスの使用を終了したとき、又は前条に規定する使用許可の取消し等があったときは、施設、設備等を直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定により直ちに原状に回復されないと認めたときは、使用者の物品を移動及び処分し、並びにそれらに要した費用を当該使用者に請求することができる。
- 3 前項の規定により使用者の物品を移動及び処分した場合において、当該使用者に損害が生じても、村は損害賠償その他一切の責めを負わない。

(損害賠償等)

第14条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を破損し、又は滅失させたとき、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 サテライトオフィスの使用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表 (第10条関係)

種別	使用料
オフィスA	月額 30,000円
オフィスB	月額 30,000円
オフィスC	月額 33,000円